

議第 5 号

令和 6 年 1 2 月 2 3 日

小山市議会

議長 篠 崎 佳 之 様

提出者 小山市議会議員 植 村 一

賛成者 小山市議会議員 福 田 幸 平

〃 山野井 孝

〃 荒 川 美代子

小山市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

上記議案を、地方自治法第 1 1 2 条及び小山市議会会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により、別紙のとおり提出します。

(提案理由)

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号）が公布され、当該改正法は、刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号）に規定する刑の種類のうち、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑を創設すること等を内容とするものである。

このことを受け、本条例に規定する懲役の語句を拘禁刑に改める必要が生じたことから、条例の一部改正を提案するものである。

小山市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（案）

小山市議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年条例第１５号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第53条 職員若しくは職員であつた者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録	第53条 職員若しくは職員であつた者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。 第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録

を収集したときは、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	を収集したときは、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。
---	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。